

管理点の対比表

茶2012						
番号	レベル	管理点	青果物 2010	日本緑茶 第1版	農水省 ガイドライン	説明等
A 農場運営と販売管理						
1. 農場運営						
1.1 基本姿勢						
1.1.1	必須	主体的なJGAPへの取組	1.1.1	なし		追加(基本姿勢)
1.1.2	重要	整理・整頓・清掃の実施	1.1.2	なし		追加(基本姿勢)
1.2 経営資源の管理						
1.2.1	必須	責任と権限	1.2.1	16.1/ 16.2.1.		
1.2.2	必須	圃場・圃場関連施設の基本情報	1.2.2	16.2.2/ 16.3.2	1/37	地図に記載する事項の詳細は削除
1.2.3	必須	茶工場の基本的情報	なし	16.2.1/ 16.3.1	37	品目の追加
1.2.4	重要	圃場関連の設備・機械の適切な保全	1.2.3	1.2.1/ 2.1.8	30	
1.2.5	重要	茶工場の設備・機械の適切な保全	なし	7	30	
1.2.6	必須	新規圃場の適性の検討	1.2.4	16.4.1.	1	
1.2.7	重要	新規圃場の問題への対	1.2.5	16.4.2.	1	
1.2.8	努力	知的財産を保護している	1.2.6	なし	34	追加 農水省34考慮
1.2.9	努力	災害等への備え	なし	なし		農水省HP参照
1.3 外部委託管理						
1.3.1	必須	外部委託先との合意	1.3.1	20.1.		契約 → 合意
1.3.2	必須	外部委託先の監視	1.3.2	20.2.		
1.4 農場のルール違反の改善と自己点検						
1.4.1	必須	農場のルール違反の改	1.4.1	19.11.		
1.4.2	必須	自己点検の実施	1.4.2	18.1.	43	
1.4.3	重要	信頼できる自己点検	1.4.3	なし	43	追加
1.4.4	必須	自己点検からの改善	1.4.4	18.2.	43	
2. 計画と記録						
2.1 生産計画						
2.1.1	努力	顧客ニーズの把握	なし			茶商との連携重要
2.1.2	努力	生産計画の策定	2.1.1	19.12		表題変更
2.2 記録管理						
2.2.1	必須	作業日報	2.2.1	17.1.		
2.2.3	必須	記録の保管管理	2.2.2	17.2.	37/38 /39/40 /41/42 /43/44	
3. 販売管理とトレーサビリティ						
3.1 販売管理						
3.1.1	努力	出荷先との契約	3.1.1	19.1.		
3.1.2	必須	JGAP認証農産物の識別管理	なし	19.2.		
3.2 識別とトレーサビリティ						
3.2.1	必須	商品への識別	3.2.1	19.3.		
3.2.2	必須	荒茶の出荷と製造情報のつながり	3.2.1/3.2.2	19.3	42	明確化
3.2.3	必須	荒茶の製造と生葉受入情報のつながり	3.2.1/3.2.2	19.4	42	明確化
3.2.4	必須	生葉受入と生葉摘採情報のつながり	3.2.1/3.2.2	19.4	42	明確化
3.3 商品管理						
3.3.1	必須	商品管理の責任者	3.3.1	19.8.		品質管理 → 商品管理
3.3.2	必須	出荷制限の把握(放射性物質等)	7.4	6.3	9	追加

番号	レベル	管理点	青果物 2010	日本緑茶 第1版	農水省 ガイドライン	説明等
3.3.3	必須	出荷制限への対応 (放射性物質等)	7.4	6.3	9	追加
3.3.4	努力	自主検査の実施 (放射性物質等)	7.4	6.3	9	追加
3.3.5	必須	残留農薬基準の把握	6.6.1	1.7.4.		農薬の項から移動
3.3.6	必須	残留農薬検査の サンプリング	6.6.2	1.7.2.		農薬の項から移動
3.3.7	必須	残留農薬検査の実施	6.6.3	1.7.1.		農薬の項から移動
3.3.8	重要	検査機関の信頼性 (残留農薬)	6.6.5	1.7.3.		農薬の項から移動
3.3.9	必須	正確な計量	3.3.2	19.5.		
3.3.10	必須	荒茶の表示	なし	3.3.3		
3.3.11	努力	ロットサンプルの保管	なし	19.7.		
3.3.12	必須	JGAPマークの正しい表示	3.3.3	21.1.		
3.4商品の苦情・異常対応および商品の回収						
3.4.1	必須	商品の苦情・異常への適 切な対応	3.4.1	19.9.		
3.4.2	必須	商品回収	3.4.2	19.9.		
3.4.3	努力	商品回収テスト	なし	19.10.		見直し
B 食の安全						
4. 土、水、苗の管理						
4.1土の管理						
4.1.1.	重要	土壌の安全性の確保	4.1.1	3.1.1/ 3.1.2	1	放射性物質
4.1.2.	重要	客土の安全性の確保	なし	なし		追加
4.2栽培中に使用する水の管理 工場の水は8.へ						
4.2.1	重要	栽培中に使用する水の安 全性の確認	4.2.1	4.2.	1	放射性物質
4.2.2	重要	栽培中に使用する水の問 題への対策	4.2.2	4.3.	1	
4.3苗の選択と管理						
4.3.1	重要	品種の選択	4.4.1	5.3.		
4.3.2	努力	健全な苗の入手	なし	なし		追加(チャゲコナジラミ等の考慮)
4.3.3	必須	苗の出所	4.4.2	5.4.	40	
4.3.4	必須	品種登録制度の遵守	4.4.3	なし	35	追加
4.3.5	重要	定植の記録	4.4.4	なし		
5. 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む)の管理						
5.1肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む)の選択・計画						
5.1.1	重要	施肥の責任者	5.1.1	2.1.1.		
5.1.2	必須	適切な施肥設計	5.1.2	2.1.2.	17	
5.1.3	努力	望ましい土壌診断	5.1.3	なし		
5.1.4	重要	肥料成分の把握	5.1.4	2.1.3.		整理・見直し
5.1.5	必須	使用すべきでない物	5.1.5	2.1.4. /4.1		見直し
5.1.6	必須	汚泥肥料の安全性	なし	なし		強調。放射性物質
5.1.7	重要	特殊肥料、その他資材の 安全性	5.1.6/ 5.1.7	2.1.5/ 2.1.6	2	整理・放射性物質
5.2肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む)の準備・使用						
5.2.1	重要	肥料散布機の使用前点	5.2.1	2.1.7.	30	
5.2.2	努力	葉面散布剤の使用	なし	なし		追加
5.3肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む)の使用記録						
5.3.1	必須	肥料等の散布を記録	5.3.1	2.1.9./ 2.1.10	39	
5.4肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む)の保管						
5.4.1	必須	発熱・発火・爆発の恐れ がある肥料の保管	5.4.1	2.2.1.		
5.4.2	必須	肥料等の保管条件	5.4.2	2.2.2.		
5.4.3	重要	梱包された肥料等の保管	5.4.3	2.2.3.		整理・見直し

番号	レベル	管理点	青果物 2010	日本緑茶 第1版	農水省 ガイドライン	説明等
5.4.4	努力	堆厩肥の保管	5.4.5	2.2.4.		堆肥→堆厩肥
5.4.5	重要	肥料等の在庫管理	5.4.6	2.2.5.	40	追加 農水省の40(購入伝票欲しい)
6. 農薬の管理						
6.1 農薬の選択・計画						
6.1.1	必須	農薬使用の責任者	6.1.1	1.1.1.		
6.1.2	重要	農薬に関する最新情報の収集	6.1.2	1.1.3.		
6.1.3	必須	必要最低限な農薬使用	6.1.3	1.1.2.	13/14/15	IPMの再定義 ※適切に化学農薬を使用することは他の防除手段と同レベルの扱い
6.1.4	必須	農薬使用計画	6.1.4	1.1.5.		計画段階での確認事項の強化
6.1.5	重要	耐性・抵抗性の発生防止	6.1.5	1.1.4.		
6.2 農薬の準備・使用						
6.2.1	必須	農薬使用の決定	なし	1.3.1.		計画変更時の基準遵守を追記
6.2.2	必須	農薬の準備	6.2.1	なし		
6.2.3	重要	農薬散布機の使用前点	6.2.4	1.2.2.	3/30	
6.2.4	重要	適切な場所での準備	6.2.5	1.2.3.		
6.2.5	必須	農薬の正しい計量・調製	6.2.8	1.2.4.	12	
6.2.6	必須	農薬使用基準の遵守(その1)	6.2.2/ 6.2.3	1.3.1/ 1.3.2	2/4	整理・見直し
6.2.7	必須	農薬使用基準の遵守(その2)	6.2.2/ 6.2.3	1.3.1/ 1.3.2	4	追加(期限切れ農薬)
6.2.8	必須	農薬使用基準の遵守(その3)	6.2.6	1.3.4.	4	整理・見直し
6.3 農薬の片付け・記録						
6.3.1	重要	農薬散布後の適切な残液処理	6.3.1	1.4.1.		
6.3.2	重要	散布設備の洗浄	6.3.2	1.4.2.	3	スプリンクラー防除を考慮
6.3.3	重要	散布設備の洗浄水の適切な処理	6.3.3	1.4.3.	3	
6.3.4	必須	農薬使用の記録(その1)	6.3.4	1.3.6.	38	散布量の記録方法の明確化
6.3.5	重要	農薬使用の記録(その2)	6.3.5	1.3.6.	38	
6.4 農薬の保管						
6.4.1	必須	農薬保管の責任者	6.4.1	1.5.1.		
6.4.2	必須	農薬の保管条件	6.4.2	1.5.2.	32	毒物・劇物・危険物の表示の明確化
6.4.4	必須	移し替えの禁止・ラベル表示の維持	6.4.2	1.5.2.	32	見直し
6.4.5	必須	発火性または引火性の恐れがある農薬の保管	6.4.2	1.5.2.	32	追加
6.4.6	重要	農薬の保管方法(その1)	6.4.3	1.5.3/ 1.5.4/ 1.5.5/ 1.5.6/ 1.5.7	32	見直し ※農薬保管庫を倉庫全体と考えてもよい。基本的に勝手に持ち出されない、こぼれない、混じらない、農薬関連以外のものと接触しない この原則が遵守されていることが意図するところ。
6.4.7	重要	農薬の保管方法(その2)	6.4.4	1.5.2.	32	
6.4.8	必須	農薬の最終有効年月の管理		1.5.8.	32	
6.4.9	重要	農薬の在庫管理	6.4.6	1.5.9/ 1.5.10.	32/40	追加 農水省の40(購入伝票欲しい)
6.5 農薬のドリフト(飛来、飛散)						
6.5.1	必須	ドリフトの危険性の認識	6.5.1	1.6.1.	5	
6.5.2	重要	ドリフト対策	6.5.2	1.6.2.	5	
7. 被覆・摘採・生葉運送・生葉引渡しにかかわる衛生管理						
7.1	必須	作業工程の明確化	7.1	16.3.2.	6/9	追加・整備

番号	レベル	管理点	青果物 2010	日本緑茶 第1版	農水省 ガイドライン	説明等
7.2	必須	食品安全の危害要因の 特定と検討	7.2	6.1.	6/9	
7.3	必須	農産物の安全を確保する 対策・ルール・作業手順 の決定	7.3	6.2.	6/9	
7.4	必須	対策・ルール・作業手順 の周知と実施	7.4	6.3.	6/9	
8.茶工場にかかわる衛生管理						
8.1茶工場の一般衛生管理						
8.1.1	必須	食品衛生に関する管理運 営基準の遵守	なし	7.3	6/7/8/9 /10	把握から遵守へ (ガイドラインを設定)
8.1.2	努力	食品衛生に関する知識の 入手	8.8	1.7.1.		
8.2荒茶工程における食品安全危害要因の分析に基づく管理						
8.2.1	必須	作業工程の明確化	8.1	16.3.1	10/11	追加・整備
8.2.2	必須	食品安全の危害要因の 特定と検討	8.2	7.2.		重点ハザードの特定追加(強弱ある重 点管理)
8.2.3	必須	農産物の安全を確保する 対策・ルール・作業手順 の決定	8.3	7.3.	6/7/8/9 /10	
8.2.4	必須	対策・ルール・作業手順 の周知と実施	8.4	7.4.	6/7/8/9 /10	重点ハザードの 管理を追加
C 環境保全型農業						
9.水の保全						
9.1 水量の確保						
9.1.1	努力	灌漑用水の取り決め	9.1.1	8.1.1.		
9.2 水質の保全						
9.2.1	重要	農薬による水質汚染の防 止	9.2.1	8.2.1.	4	
9.2.2	重要	肥料による水質汚染の防 止	9.2.2	8.2.2.	17	
9.2.3	重要	茶工場の廃水管理	なし	8.2.3		
10. 土壌の保全						
10.1	努力	土作り	10.1	9.2.	19	
10.2	重要	土壌流出の防止	10.2	9.3.	20	
11. 周辺地への配慮						
11.1	必須	周辺への農薬ドリフト防 止	11.1	10.1.	5/16	スプリンクラー対策
11.2	努力	虫害・臭害の防止	11.3	10.3.		
11.3	努力	産業廃棄物による汚染の 防止	11.4	なし		
11.4	努力	茶園管理機の運転	なし	10.2		見直し
11.5	努力	茶埃の飛散防止	なし	10.5.		
10.4.	努力	使用していない圃場・施 設の管理	なし	10.4.		
12. 廃棄物の適切な処理と減量・リサイクル						
12.1	必須	廃棄物の適切な保管と処 理	12.1	11.1.	21/22	
12.2	重要	廃棄物の減量・分別・リサ イクル	12.2	11.2.	23	
12.3	必須	農薬の空容器の適切な 保管	12.3	11.3.	21/22	※マシン油乳剤の空容器の再利用 も認めないこととする
12.4	必須	農薬の空容器の適切な 処理	12.4	11.4.	21/22	
13. エネルギーの節約						
13.1	努力	エネルギー使用量の把握	13.1	12.1.	24	
13.2	重要	省エネルギーの努力	13.2	12.2.	24	
14. 環境保全への意識と生物多様性への配慮						
14.1	必須	開発規制・利用制限の遵 守	14.1	13.1.		

番号	レベル	管理点	青果物 2010	日本緑茶 第1版	農水省 ガイドライン	説明等
14.2	重要	野生動植物の把握	14.2	13.2.		
14.3	努力	適切な鳥獣被害対策	なし	なし	25	農水省25を考慮
14.4	重要	外来雑草の適切な管理	14.3	13.3.	18	農水省18を引用
14.5	努力	環境保全に関する新たな 知見・情報の収集	14.4	10.6.		
14.6	努力	環境保全に関する活動へ の参加	14.5	13.4.		
D 労働安全			※福祉の視点は削除			
15. 作業者の安全						
15.1 事故の防止						
15.1.1	必須	労働安全の責任者	15.1.1	なし		
15.1.2	必須	作業における危険箇所の 把握	15.1.2	14.1.	26/29/36	追加
15.1.3	重要	事故の防止対策	15.1.3	14.2.	26/29/36	見直し
15.1.4	重要	危険な作業に対する作業 者の制限	15.1.4	14.3.	27	
15.1.5	重要	事故の防止対策の作業 者への周知徹底	15.1.5	14.5.	29	重点化
15.1.6	必須	労働安全衛生に関する公 的資格・講習	15.1.6	14.4.	27/36	
15.1.7	重要	安全な農業機械の使用	15.1.7	なし	30/31	見直し・整備
15.1.8	必須	適切な燃料の保管管理 (その1)	15.1.8	なし	32	追加
15.1.9	重要	適切な燃料の保管管理 (その2)	15.1.8	なし	32	
15.1.10	努力	適切な燃料の保管管理 (その3)	15.1.9	14.5	32	
15.1.11	必須	保護衣・防護具の着用	15.1.10	14.7.1.	28	
15.1.12	重要	保護衣・防護具の洗浄	15.1.11	14.7.2.	28	
15.1.13	必須	保護衣・防護具の適切な 保管	15.1.12	14.7.3.	28	
15.1.14	重要	暑さ対策・休憩	なし	15.6.		
15.1.15	重要	訪問者に対する注意喚起	15.1.13	14.6.	6	
15.2 事故発生時の対処						
15.2.1	重要	事故への対応手順の周	15.2.1	14.8.1.		
15.2.2	重要	緊急事態への準備	15.2.2	14.8.2.		
15.2.3	重要	応急処置ができる人	15.2.3	14.8.3.		
15.3 保険の加入						
15.3.1	必須	労災保険への加入 (その1)	15.3.1	15.2.	33	明確化
15.3.2	努力	労災保険への加入 (その2)	15.3.2	なし	33	
15.3.3	努力	任意保険への加入	15.3.3	なし	33	

管理点の対比表

茶2012						
E 仕上茶専用項目						
番号	レベル	管理点	青果	茶1版	農水省	説明
E 3.1販売管理						
E 3.1.3	必須	JGAP認証農産物の 識別管理				
E 3.2識別及びトレーサビリティ						
E 3.2.6	必須	商品への識別				
E 3.2.7	必須	出荷した仕上茶と仕上茶 製造情報とのつながり				
E 3.2.8	必須	仕上茶の製造と荒茶製造 情報のつながり				
E 3.2.9	必須	JGAP認証の仕上茶の妥 当性確認				自分の製造した荒茶のみを原料 としていることの証明
E 3.3商品管理						
E 3.3.14	必須	商品の仕様				商品の仕様書
E 3.3.15	必須	商品の表示				
E 3.3.16	必須	商品の検査 (その1：一般)				
E 3.3.17	努力	商品の検査 (その2：残留農薬検 査)				自分の製造した荒茶で実施して いるので本来は必要ないはず。
E 3.3.18	努力	商品の検査 (その3：放射性物質 検査)				自分の製造した荒茶で実施して いるので本来は必要ないはず。
E 3.3.19	必須	商品の検査 (その4：微生物検 査)				加工用抹茶・粉末茶のみ
E 3.3.20	重要	検査で不合格となった 商品の取扱い				
E8.1茶工場の一般衛生管理						
E 8.1.3	必須	食品衛生に関する管理運 営基準の遵守			6/7/8/9 /10	
E 8.2仕上茶工程における食品安全危害要因の分析に基づく管理						
E 8.2.1	必須	作業工程の明確化			10/11	
E 8.2.2	必須	食品安全の危害要因の 特定と検討				消費者向け商品としての自覚必 要
E 8.2.3	必須	農産物の安全を確保する 対策・ルール・作業手順 の決定			6/7/8/9 /10	
E 8.2.4	必須	対策・ルール・作業手順 の周知と実施			6/7/8/9 /10	